

0.8%の増を見込みました。また、固定資産税につきましては、依然として地価の下落が続いているものの、家屋の建設が引き続き続くことや設備投資をする企業も見られることから23億2,436万5千円、平成16年度当初予算対比1.4%の増を見込みました。

●交付税交付金 地方交付税につきましては、算定係数等が不明であり、確定的な見通しが困難な状況の中、今までの実績や国・県の情報等を参考に、普通地方交付税6億100万円、特別地方交付税7,200万円、合計6億7,300万円を見込みましたが、普通交付税につきましては、平成16年度に法人町民税が増となったことにより基準財政収入額が増となることなどから、平成16年度当初予算対比6.1%の減と見込んでいます。

●国庫支出金および県支出金 小学校建設事業等の実施に伴い、国庫支出金6億7,590万円、県支出金2億9,842万円を見込みました。

●町債 町債につきましては、北保育所建設事業の民生債、焼却施設改修事業の衛生債、町道

整備事業・排水施設整備事業・区画整理事業等の土木債、消防緊急車両整備事業の消防債、小学校建設事業等の教育債、減税補てん債および臨時財政対策債の発行を見込み、合計で19億4,080万円となっています。



区画整理により整備された街並（中部地区）

なお、財源の不足に充てるため財政調整基金、減債基金、地域福祉基金および土地開発基金を取り崩し、5億582万2千円を繰入金として計上いたしました。

一般会計歳出

投資的経費の主なものとして、引き続き小学校建設事業による教育環境の整備をはじめ、道路・排水路・公園・下水道・区画整理などの生活基盤整備関連の予算を計上した

3月定例議会

平成17年3月定例議会は、3月4日に開会し、平成17年度一般会計予算など町長提出議案33件を原案どおり可決し、3月22日閉会しました。

主な町長提出議案

●監査委員の選任について 監査委員の高橋節男氏の任期が平成17年3月17日で満了となるため、同氏を再選任する案が提出され、同意されました。

●伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について 伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の三ツ井泉氏の任期が、平成17年3月31日で満了となるため、同氏を再選任する案が提出され、同意されました。

●伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の澤田芳男氏の任期が、平成17年3月31日で満了となるため、同氏を再選任する案が提出され、同意されました。

●伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について 伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の森田伊久雄氏の任期が、平成17年3月31日で満了となるため、同氏を再選任する案が提出され、同意されました。

●平成16年度伊奈町一般会計補正予算（第3号） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,192万8千円を追加し、歳入歳出の予算の総額

ほか、防犯まちづくり推進事業、放課後児童対策施設整備事業、北保育所新築事業などの予算を計上いたしました。



新築に向けた予算を計上（北保育所）

予算総額

こうして編成した一般会計予算は99億4,000万円、平成16年度当初予算対比1.6%の増となっています。



特別会計

一般会計と合わせて165億887万円に



次に、特別会計ですが、老人保健特別会計16億2,891万6千円、9.2%の減、国民健康保険特別会計25億5,321万3千円、10.1%の増、公共下水道事業特別会計10億254万9千円、0.3%

水道事業会計

水道事業の収益的収支のうち、収入は9億7,807万2千円、これに対し、支出は8億2,027万7千円で、差し引き1億5,779万5



%の減、中部特定土地区画整理事業特別会計4億1,295万3千円、16.2%の減、介護保険特別会計9億7,123万9千円、14.1%の増で、一般会計および特別会計の予算総額は165億887万円となり、平成16年度当初予算対比1.6%の増となっています。



千円の税込み利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、収入では1億826万5千円、支出では4億1,109万6千円となり、支出額に対して収入が不足する額3億283万1千円は、減債積立金等の自己資金を充当する考えです。



改正されたので、当町の職員においても同様の措置を講じるものです。

●伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 地方公務員法第58条2の規定が平成17年4月1日より施行されるに当たり、人事行政の運営等の状況の公表を行うための必要な事項を定めるものとす。

●伊奈町文化財保護条例の一部を改正する条例 文化財保護法の一部が改正されたため、所要の改正をするものとす。

●伊奈町結婚相談所設置条例を廃止する条例 伊奈町結婚相談所について、社会福祉協議会が取り組むため、本条例を廃止するものとす。

●伊奈町敬老祝金支給条例 町内の高齢者に対し、敬老の意を表するとともに長寿を祝福するため、節目の年に敬老祝金として支給するものとす。なお、従来の敬老年金及び長寿祝金の支給は廃止するものとす。

●町道路線の認定について 栄二丁目9番8地先から栄二丁目9番6地先及び栄三丁目172番地先から小室字浅間2930番1地先までを新たに町道として認定するものとす。